

地下水の水質汚濁に係る環境基準に関する項目

1	カドミウム
2	全シアン
3	鉛
4	六価クロム
5	砒素
6	総水銀
7	アルキル水銀
8	P C B
9	ジクロロメタン
10	四塩化炭素
11	塩化ビニルモノマー
12	1,2-ジクロロエタン
13	1,1-ジクロロエチレン
14	1,2-ジクロロエチレン
15	1,1,1-トリクロロエタン
16	1,1,2-トリクロロエタン
17	トリクロロエチレン
18	テトラクロロエチレン
19	1,3-ジクロロプロペン
20	チウラム
21	シマジン
22	チオベンカルブ
23	ベンゼン
24	セレン
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
26	ふっ素
27	ほう素
28	1,4-ジオキサン

水質汚濁防止法による特定地下浸透水に関する項目

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物 (パラチオン、メパラチオン、メルジメトシ及びEPNIに限る)
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	アルキル水銀化合物
9	P C B
10	ジクロロメタン
11	トリクロロエチレン
12	テトラクロロエチレン
13	四塩化炭素
14	1,2-ジクロロエタン
15	1,1-ジクロロエチレン
16	シス-1,2-ジクロロエチレン
17	1,1,1-トリクロロエタン
18	1,1,2-トリクロロエタン
19	1,3-ジクロロプロペン
20	チウラム
21	シマジン
22	チオベンカルブ
23	ベンゼン
24	セレン及びその化合物
25	ほう素及びその化合物
26	ふっ素及びその化合物
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物